

# 楽しく学ぶ!

# 自転車の乗り方!

## オオヤ

カオリン一筋の高校生。  
カオリンに怒られながら  
自転車の乗り方を  
学んで行く。



## オオヤ

## カオリン



## カオリン

主人公。ナオヤの幼馴染。  
危なっかしいナオヤの自転車  
運転をいつも心配している。

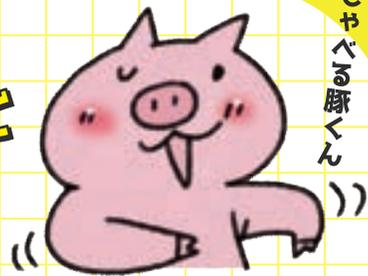
- 目次 -

- 1▶▶自転車の交通ルールと自転車条例 1
- 2▶▶自転車の交通ルールと自転車条例 2
- 3▶▶無灯火運転と運転中のスマホ操作
- 4▶▶ヘルメットの着用
- 5▶▶自転車保険等に入きましょう!

令和5年改訂版



# 自転車の交通ルールと 自転車条例1



# 大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

大分県内の自転車事故は近年減少傾向にありますが、年間300～400件程度で推移しており、自転車利用者が亡くなる事故も発生しています。自転車は、運転免許がなくても利用でき、とても便利な乗り物ですが、「軽車両」という車両の仲間に分類されます。従って、自動車と同様に、信号を守る、スマホ操作などの「ながら運転」をしないことなど、道路交通法(交通ルール)を守らなければなりません。

本書では、令和3年に施行された後、令和5年4月1日に改正された「自転車条例」について、自転車を利用する機会の多い中学生や高校生の皆さんに知っておいて欲しい項目を中心に構成しています。自転車事故から皆さんの未来を守るためにも、本書を自転車の安全利用に役立ててください。

ところで、何で自転車条例ができたの？

自転車って車みたいに運転免許がなくても乗ることができるよね

そうそう！通学や遊びに行くのにも使うし僕たちにはすごく便利な乗り物だね

でも、自転車は車の仲間なんだよ。スピードも出るし、一時停止などの交通ルールを守らないと被害者だけでなく加害者にもなってしまうかも…

ケガをするのも嫌だけど人を傷つけるのも嫌だなあ

そうだよね。そこで、自転車事故の防止や被害者を守ることを目的に条例が制定されたの

ちなみに、ジョーレーってなんですか？（照）

国に法律があるように、都道府県や市町村でもその中で守らなければいけない決まりが作れるの。

**オレ！しっかり守るよ！**



# 自転車の交通ルールと 自転車条例2

マイチん



**ナオヤ!**



あは：  
あれは！



もう  
するなよ！



もう  
しません！  
すみません！  
した！ほんとで  
申し訳ないです！  
ごめんなさい！  
気をつけます！

すみません！  
すみません！



そこ!!  
走  
るんじ  
やんで



**キャ!!**



え...!!  
カオリン...



あれは!!  
**ナオヤ!!**

またか!!



すみません!!  
すみません!!  
本当にすみません

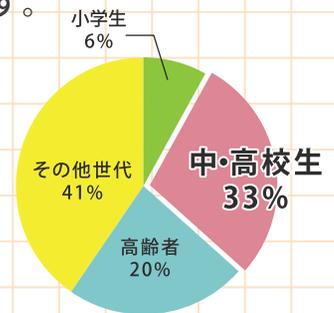


歩道  
を  
走  
るときは  
も  
つ  
と  
気  
を  
つ  
け  
て!

# 自転車事故の現状と交通ルールについて

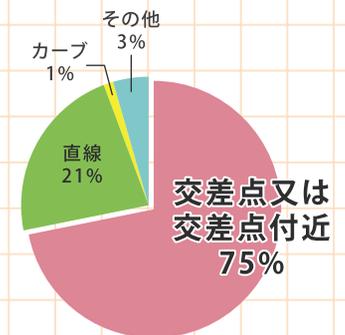
中高生は、通学をはじめとした様々な場面で自転車の利用機会が増加するため、交通事故が増える傾向にあります。自転車事故はどのような場所で発生し何が原因なのか、皆さんの普段の自転車の乗り方を思い出してみましょう。条例第4条では、自転車利用者の責務として、「**交通ルールを守り、自転車を安全で適正に利用しなければならない**」と定めています。次頁では、スマホ運転など、特に危険な交通違反についても解説します。

自転車事故ってどんな人があいやすいの？



自転車事故の約3割を中学生と高校生が占めてるよ！

確かによく自転車を使うもんなあ〜ところで、事故はどこで起きやすいの？



**7割**以上が交差点やその近くで起きてるの！

7割って多くない?! 見通しが悪いのが原因かなあ？

## 守ろう！自転車の交通ルール！

### ■自転車は車の仲間

- ▶車道が原則、左側を通行
- ▶歩道は例外、歩行者を優先

### ■交差点での事故を防ぐために

- ▶信号を守る
- ▶一時停止を守る！
- ▶左右、後方の安全確認をする



「一時停止」標識

### ■これも交通違反！

- ▶並走（並んで走ること）
- ▶二人乗りなど

### 例外として歩道通行できるのは！

- ①「歩道通行可」の標識（右図）があるとき
- ②次の人が運転するとき
  - ・13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者
  - ・身体の不自由な方
- ③車道または交通の状況から「歩道」を通行することがやむを得ないと認められるとき
  - ※交通量が多く車道の幅が狭いなど車道通行が危険な場合（例）狭いトンネル、橋の上など



「歩道通行可」標識



絶対に歩道が走れないわけじゃないんだなあ



# 無灯火運転と 運転中のスマホ操作



# スマホ運転の危険性などについて

## - 特に危険な自転車の交通違反 (第4条) -

- ◆ 無灯火 (ライトをつけない) 運転の禁止 (第1号)
- ◆ 傘差し運転の禁止 (第4号)
- ◆ 携帯電話 (スマホ) の通話、操作、画面を見る行為の禁止 (第5号)



スマホ運転は本当に危険!  
普通は左右6mある視界が、スマホを見てると  
30cmになるという研究結果(※)もあるよ!

さっきの自転車、危なかったね～



左右30cmってほとんど見えてないじゃん!  
歩きスマホも危ないよね



条例では、スマホ運転だけでなく、無灯火運転や  
傘差し運転も特に危険な行為として禁止されているよ

無灯火運転はしちゃってるかも…  
下校が遅くなった時は気をつけよう!



## - 自転車のライトは誰のため? -

暗い時間帯の自転車利用、ライトを点けなくても「まだまだ見えるから大丈夫」と思っていないですか? 自転車のライトは自分の前方を照らすだけでなく、**自分の存在をドライバーや歩行者などに知らせる意味もあります。**自分が認識している視界と相手が認識している視界は異なります。事故を起こさないため、また被害にあわないためにも、ライトは必ず点灯しましょう!



※出典:愛知工科大 小塚一宏教授著「歩行中・自転車運転中の“ながらスマホ”時の視線計測と危険性の考察」から

# ヘルメットの着用



# ヘルメット着用の必要性

自転車条例に基づき、令和3年から自転車通学をする中学生・高校生のヘルメット着用が努力義務となっていました。令和5年4月からすべての自転車利用者の努力義務となりました。

※条例の施行を受け、大分県の各中学校・高校等では自転車通学生のヘルメット着用を義務としています



なんで左右の安全確認しなかったの！道路を渡るときの基本でしょ！

だって信号が青だったから、安心して渡ってしまったよ

大怪我をしなかったのはヘルメットをかぶっていたおかげだね！

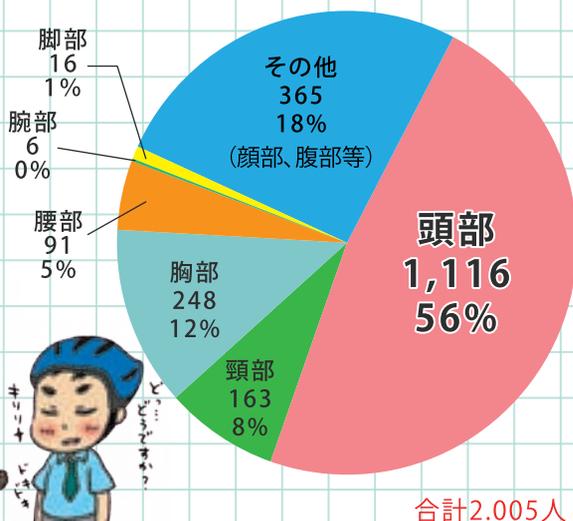
そうだね…  
これからも自転車に乗るときは必ずかぶるよ



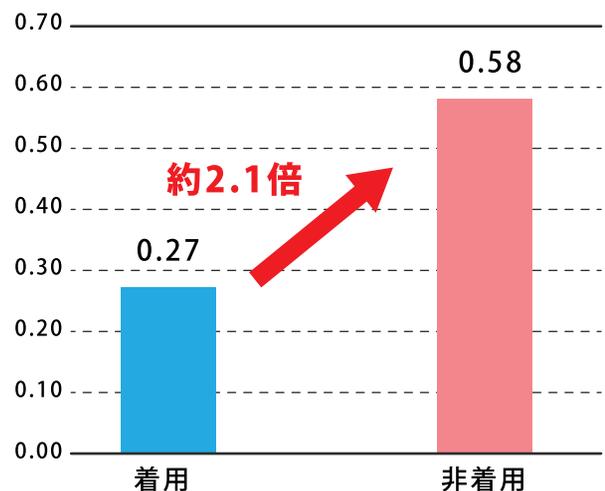
## - 自転車利用時の安全上の措置（第12条） -

◆自転車利用者は自らの安全を確保するため、乗車用のヘルメットを使用するよう努めるほか、被害を軽減するための器具の使用に努めること

自転車乗車中死者の人身損傷主部位別  
(致命傷の部位) (平成30～令和4年合計)



自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率  
(平成30年～令和4年合計)



「※警察庁webサイトより」





(※)

# 自転車保険等に 入りましょう！



※自転車保険等…自転車保険または共済のこと



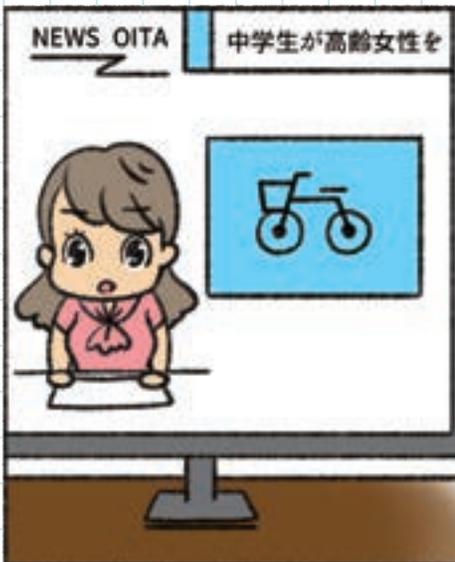
うるせー  
よおー  
W



あんた達！  
あぶないでしょ！



あの子達  
なんて  
あぶない  
運転なの!!



NEWS OITA

中学生が高齢女性を



その日の夜  
今日〇時〇〇で  
中学生男子が運転する  
自転車  
が  
歩道を歩く  
高齢女性にぶつかり、  
高齢女性は意識不明の重体です



もう！  
何て子達なの！



カオリさん  
おまたせ！

ま…ナオヤは  
成長してらわね



かわいそうだけど…  
現実には甘くないわ  
未来があつたのに…  
自転車は  
危ない乗り物だと  
自覚しなければ  
いけないのに



うるせー

あの時の…

# 自転車事故で問われる責任と奪われる未来

万が一自転車で交通事故を起こせば、刑事上・民事上の責任を負うことになります。条例では、自転車事故の被害者を保護するため、**自転車保険または共済への加入が義務付けられています**(※)。被害者・加害者双方の未来を守るために、自転車保険等に入ることの重要性について考えましょう。

※未成年が自転車を使用する場合、保護者に保険加入義務があります。また、PTA等の団体に加入していることもあります。



こんな悲惨な事例があるのよ。当時小学校5年生だった少年が乗った自転車と歩行者との衝突事故をめぐる損害賠償訴訟で、神戸地裁は、少年の母親に**約9,500万円**という高額損害賠償を認めたの。

えっ！**9,500万円**？お小遣い何年分!? こんなお金払えないよ！



事故を起こせば民事上の責任（賠償金）だけでなく刑事上の責任（懲役・罰金など）を負うこともあるよ



自転車で事故を起こして進路を諦めた人もいるのかな…



そういう人もいるかもね。でも、被害者やその家族の立場からすれば謝罪やお金を受け取っても取り返しがつかないわ

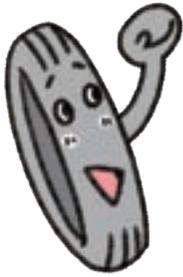


そうだね…**交通ルールを守って絶対に事故を起こさないようにしないと！**



条例では、事故を起こした時、被害者を守るために自転車保険または共済に入ることが決められているの。でも、何よりも事故を起こさないのが一番よね！





# もし交通事故にあったら どうするの!?



「ケガをさせてしまったら…ケガをしたら…相手の車をへこませたら…」

事故が起きるとパニックになって頭が真っ白になりますよね。どうしたらいいかわからなくて、その場から立ち去ってしまうのは、**待って!** 事故を起こした時は、まず、落ち着いて! 慌てずにこの順番で、行動しましょう!

## 1 ケガ人の救護

相手にケガをさせてしまった場合、119番通報し、救急車を呼びましょう。自分にケガがある場合、「軽いケガだから大丈夫」と考えず、相手にケガをしていることを伝えましょう。



## 2 安全の確保

車道にいと、次の事故にあう危険性があります。すぐに歩道などの安全な場所に移動しましょう。

※**自転車の移動も忘れずに!**



## 3 警察(110番)、保護者、学校への連絡

1,3を怠ると「ひき逃げ」「あて逃げ」として**処罰**されることも…

ケガ人の救護をしないと…

**1年以下の懲役または10万円以下の罰金**

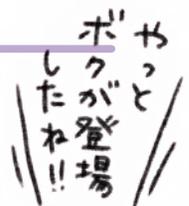
警察に連絡しないと…

**3か月以下の懲役または5万円以下の罰金**

## 4 相手の連絡先の確認

相手の名前・住所・電話番号を確認し、メモなどに記録しておきましょう。**ケガがあってもなくても現場から直ちに110番(怪我があれば119番も)**

# 点検整備は「ぶたはしゃべる」が 合言葉!!



## 自転車に乗る前の点検整備(第11条)

- ぶ** ブレーキ・・・ 左右のブレーキの効き具合
- た** タイヤ・・・ 空気の入り方、ゴムの減り具合の確認
- は** 反射材・・・ 反射板やライトが光るか
- しゃ** 車体・・・ 車体やハンドルにがたつきがないか
- べる** ベル・・・ ベルは鳴るか

